

○須高行政事務組合職員の定年等に関する 条例

(昭和59年9月11日条例第5号)

改正 平成13年3月30日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等に関する規定)

第2条 職員の定年等については、須坂市職員の定年等に関する条例（昭和59年須坂市条例第16号）の例による。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第1号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。